

市民福祉委員会記録

平成 24 年 9 月 11 日 (火)

第 1 委員会室

10 : 00 ~ 11 : 34

病院局所管分

(1) 付託事件審査

① 認定第 2 号 平成 23 年度光市病院事業決算について

【説 明】：守田病院事業管理者、西村病院局経営企画課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】

○西村委員

総合病院の決算については一般質問でも申し上げましたように、一定以上の評価ができると思っております。さらに努力をしていただきたいのですが、1 点だけ御要望させていただきます。

せっかく決算資料をつくっていただいたのですが、22 ページと 23 ページ、前回から申し上げますように、修繕費とか賃借料、委託料、相当金額が 1 割以上動いているものがあります。説明があったものも若干ありますが、説明がないものが大方でした。それはなぜそうなっているのかという説明はいただきなかったと思います。

それとどの項にも、その他という金額があります。このその他の金額、よく見てみますと 340 万円だとか、ひどいものは 100 万円近く動いているものもあります。それについては全く説明がありませんでしたので、そういう大きな変動のあったものは、以後説明していただきたいと思ひますし、決算ですからより細かい説明資料の添付をお願いしたいと思ひます。

○森重委員

病院局の大変な御努力を評価に値すると私も思ひます。それと一つは、公立病院改革プランの中での病床利用率ですが、この辺の考え方、特に光のほうは DPC 中心の急性期医療をする中で、入院日数の短縮というものが問われる反面、病床利用率も考えていかなきゃいけないというところで、非常にその辺の調整といいますか、その辺の絡みをどのように、実際には高齢者で退院させたいが、まだ置いておかなければいけないという症状、病状はあると思うのですが、こういう病床利用率、また収益等、いろんな面を勘案しながら努力をされ

てきたと思うのですが、その辺のところを1点お聞きしたいことと、それと大和総合のほうは改修が全面終わりました、4月からリハも始まっておりまして、あと区分のいろいろ収益の調整もあると思いますが、平成24年度の見込みといえますか、どのような取り組みされるのかお聞きをいたします。

○田村光総合病院事務部長

今質問のありました病床利用率の件ですが、以前から委員会でも申し上げていますとおり、医師の1人当たりの入院患者数を8名と考えていまして、今の平均入院患者数は若干少ないとは思いますが、70%生かすためには、医師数の増加が必要であろうと考えています。平均在院日数も現在17日ぐらいになっていまして、入院患者を伸ばすために亜急性病床をつくりましたが、長い患者さんになる場合に、現在大和総合病院のほうに移っていただくとかいう方策をとっていますので、絶対数の数は減っています。どこでも言われるのですが、医師数の問題が影響していると考えています。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院の24年度の取り組みについてですが、今委員さん御紹介ございましたように、4月から回復期の病棟を44床つくって、回復患者を入れております。それから、療養病棟の入院基本料の件ですが、これが今入院基本料1と2の区分で、これまで運営してきておりまして、2のほうは単価は安いのですが、今9月1日から療養病棟につきましては、入院基本料1に全部行くことができました。ですから、高い点数で算定するということが実績としてできたので、今そういう許可がおりております。一応そういう取り組みをしてきております。

収入見込みにつきましては、事業管理者も申しておりましたように、一応病院再編整備計画の今年度が約1億円程度の赤という見込みを立てておりますが、その目標には近づくのではないかと考えております。

○森重委員

わかりました。参考までに、入院基本料の1と2の今、料金をお聞かせ願えますか。

○岩本大和総合病院医事課長兼医療情報管理室長

療養病棟入院基本料の1と2の点数の違いですが、それぞれ12区分ございますが、約63点違います。1日当たりの点数が63点、金額に直すと630円、1のほうが高く算定できるということです。

○森重委員

わかりました。公立病院改革プランの中では、病床利用率は、ずっとこれは問われてまいりますし、今の光総合病院でも、病床利用率がどうしても70%に至らないというところが今後の課題だと思いますので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

○阿部委員

今の光総合病院の看護師の数は、ここに出ている正職員の数でいうと133名で、昨年から3名減少で、大和が100名から89名で11名減少という状況ですが、患者さん1人当たりの基準で比べたときに、今の看護師さんの体制は、実働として我々が認識するのは、要するにフルと考えられるのか。それとも病床利用率が低いこの割合からすると、要するに患者さん1人当たりを面倒見るのに、まだ余力があると考えてよいのか。そこのところを含めて、どのように判断したらよろしいのか教えてください。

○田村光総合病院事務部長

光総合病院の場合は、現在、病床利用率といいますか、平均入院患者数に対しての看護師数は、現在のところ7対1看護で考えますと、ぎりぎりのところなんです。入院患者数が増えますと、看護師数の不足が出てくると考えています。

今、光のほうで考えているのが、70%の147名の入院患者数の看護師数を集めようとしていますので、現在は130名、昨年度が136名でしたか。実数としてはぎりぎりの人数だと考えていただければいいと思います。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

大和総合病院の場合は、一応病床数をフル稼働させたときに足りるという人数で今やっております。

○阿部委員

大和総合病院は、今は余力があると認識していいのですか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

ほぼ満床に近い状況ですので、余力っていうか、ぎりぎりではありますが、一応そういう状況でやっております。

○阿部委員

実態を十分把握してないもので確認ですが、看護師さんの勤務状態として、

勤務が非常に変動的だという話を聞いているのですが、そういう部分も今回の移行に伴って、ある程度勤務体制も今大和総合病院のほうは落ちついてきたと理解してよろしいのでしょうか。

○福野大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長
そのように理解していただいて結構です。

○阿部委員

光総合病院のほうになるのですが、今7対1でぎりぎりだということと、それと70%以上にするには医師の確保が必要だという話もされた。そうは言いつつも、現状で黒は出ているということだが、ここのバランスを今後、数を確保する上において、今、現状黒だからそれでもよいが、どのような形で今後検討していくのか。看護師さんの数を増やしていく方法、あるいは医師を増やしていく方法、そういったものが今のところ、ほとんど見えてこない部分があって、そこが大きな課題なのかなと思うのですが、関連して、例えば診療科の関係でいうと、今先生がおられない診療科があるじゃないですか。その部分は当然のごとく患者さんは入ってこないわけですが、それが影響で光に受け入れられない。要するに転送している患者さんがどのぐらいおられるかというのは、何かつかんでおられますか。

○田村光総合病院事務部長

実数の把握は確認できていませんが、現在不足している診療科は、脳外科と小児科で、夜間においては若干気になるのが耳鼻科あたりですが、そのために救急隊のほうでお断りするのが、受け入れが大体月100件ですが、20件当たりあると思っています。

○阿部委員

ここをどう考えるかというのは、一般質問でも私、聞いたのですが、脳の関係は徳中でいいよねという整理も周南域の中ではされているみたいですが、そうはいつでも、いろいろな部分で今複合的な病気をする中で、脳にかかわる病気とか耳鼻科に、めまい科とか、そういうのも含めてかかわる部分からすると、この両診療科というのは、非常に重要な役割を果たしているのかなとも、一方では感じるのです。

それがために転送されると、光市民にとって、先ほど100件中20件というのは、結構割合としては大きいですね。そうすると、これも今後の課題にはなってくるのですが、市民の信頼度を含めて、どのように理解してもらうのかとい

うのが、ある程度方向を決めていかないといけないだろうと思う。できないものはできないという形の中で、これだけの医療しか提供できない。光総合病院としては、実態としてこうなのだから、これまでしかやりませんというような部分を含めて、ある程度そういったものすみ分けも必要な時期に来たのではないかなど。そうしないと看板を上げている限り市民からすると総合病院に対する、2次に対する思いみたいな期待みたいなものが物すごくあるわけですから、そういった部分で転送されることへの不満、不安、そういったものも実質たくさんの方から声が出ているというのも正直なところなので、そこも含めて、今後病院の計画、市長は病院としての方向性は病院局に預けているというような話もされていますので、そのところもある程度明確にさせていただきながら、早急にそういった方針を出していただきたいということの、ここは要望させていただきたいと思います。

○森重委員

今回の企業債の発行、非常に極力抑えられているという、ここをどう考えたらいいかということの一つお聞きしたいのと、あともう一つ、白内障の手術装置を購入されているといいますか、複合機器を購入されて、今後高齢化を迎えて白内障手術、非常に需要があって、市民の間では、これは多分入院ができると思うのですね。入院をして手術されると思うのです。今市内でやっているのは、入院せずに日帰りのできるというのものもあるが、入院をしてやりたいというような声も多いので、そのあたりの取り組みもお聞きしたいと思います。

○田村光総合病院事務部長

白内障手術機は新規に購入といいますか、更新となっています。現在も手術されていますので、日帰り手術といいますか、入院病棟がありますので、短期入院で対応しているというところで、新たに始めるという意味ではありません。

○森重委員

参考までに、片目ずつされるのだと思うのですが、何日ぐらい入院されるのですか。

○田村光総合病院事務部長

片目で大体1週間程度となっています。

○森重委員

わかりました。もう一つの企業債についてお願いします。

○田村光総合病院事務部長

企業債の発行を抑えてきていますのは、合併以降に病院問題のあり方等がありまして、極力新規購入を抑えてきた部分がございます。そのあたりでおのずと借入額が減ってきたと思っています。

○森重委員

わかりました。今、中途半端なときですからこういうこともあろうかと思えます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○四浦委員

決算書の 19 ページ、20 ページをまたがっておりますが、見てください。最近の企業債で 0.何%というのが目につくようになりましたが、幾つかそういう部分があります。これは何か特別の扱いがあるということでもありますか。0.6%とか0.4%というのもありますね。

○西村病院局経営企画課長

企業債の利率につきましては、その借り入れするときの金利情勢、これによって決まってきます。最近はかなり金利が低い状況になっているということもございます、特別な理由というものはございません。

○四浦委員

縁故債、市中金融機関の融資というようなものが、ひとところに比べるとめちゃくちゃ高いわけではないのですが、しかし、預金の金利と比較するというのも少し乱暴な話ですが、そういう低金利の社会の中で、これについては特別の努力をされているのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○西村病院局経営企画課長

高金利、昭和の時代に発行したものの中には、かなり高金利のものがございます。平成 20 年度か 21 年度か、このころに 6%以上の財政融資資金については借りかえを行っております。縁故債のほうに、低利なものに借りかえを行っております。この中を見ていただければ、右側の備考欄のほうに繰上償還借換債というのがございますが、これなどは高金利なものを低利なものに借りかえたものでございます。

○四浦委員

角度違う話になるのですが、せっかく決算報告でありますし、6月の委員会で地方公営企業法に基づく入札問題が議論になって、確かに病院局の場合は入札で扱うと、基準は超えているが、入札で扱うのは少ないと。17件中1件だったかと記憶しているのですが、おおよそでよろしゅうありますが、17件中は、せっかく決算資料が出ておりますから、どういうものを指すのか。そのうち6月から3カ月たっておりますから、改善点として、これからはこういうものについては、今までは随意契約であったが、今後は入札に切りかえたいというものも、内部で議論されているのではないかと思いますので、その辺を説明いただければと思います。

○田村光総合病院業務課長

23年度の購入に対します入札の状況でございますが、参考資料の24ページに医療機器等の購入の一覧表を載せております。そのうち購入金額80万円以上のもものにつきましては、入札の対象になろうかと考えております。

この中で入札を行いましたのは、一番下の行にあります小型乗用車、この1件について入札を行っております。ほかの医療機器につきましては、使用する側の使い勝手等がございますので、入札をしておりません。

24年度の状況でございますが、建設のほうが1件ございますが、透析棟の増設でございます。これは市のほうにお願いしまして、設計の入札を行っております。工事関係につきましても、入札を行う予定にしております。

医療機器の購入等が21件ございますが、この中で80万円以上のものが18件ございます。そのうち1件は電子カルテでございます。これは御存じのように、プロポーザル方式で公募を行っております。あと2件、厨房機器ですが、これは今月入札を行う予定にしております。

それと委託業務につきまして、今年度、新規事業としまして、休日・時間外受付業務を開始する予定にしております。これも8月2日に入札を行って業者決定をしております。

○四浦委員

せっかく話いただきましたから、もう二つほどお尋ねします。今出ました電子カルテについてでございますが、6月から3カ月近くたちました。現状、どのようなになっているかというのを御説明いただければと思います。

それからもう一つは、これは本庁のというか、市長局のというか、入札管理課でしたか、がありまして、これは決算附属資料でかなり克明な、入札参加業者名、そして落札、予定金額に対して落札金額、並びに落札業者名というよう

なものが出ております。これを参考に見られたことがあるかどうか、この二つ、お尋ねしたいと思います。

○田村光総合病院業務課長

電子カルテの導入に対します進行状況でございますが、6月21日付でプロポーザル方式による公募を開始しました。7月10日に締め切りをいたしましたところ、4業者から参加表明の意向がございました。4業者より業務概要提案書を出していただきまして、委員のほうで評価するようにしております。60点以上の業者を合格と決めておりましたが、そのうち60点以上の業者が3社ございまして、その3社に対しましてプロポーザルの参加資格通知を提出しております。

7月27日付で、その3社に2次審査のための業務提案書、見積書の提出を受けております。7月30日から8月24日の間で、この3社によるデモンストレーション及びプレゼンテーションを行っております。各社1週間程度のデモンストレーションを行って、職員のほうが、延べでございますが、563名が参加しております。現在は、この3社に対しまして再見積もりを依頼しております。今月中にプレゼンテーションの評価、それから見積もりの評価とかを総合的に判断しまして、委員会のほうで3社の優先順位を決定することにしております。この決定優先順位を管理会議のほうに報告することにしております。

今後ですが、業者が決定しましたら部門システムの調整、各部門システム、各部門のワーキングチームの会議等行いましてシステム構築、それから各システムの運用の研修とかを行い、来年度4月1日までには本稼働するように計画しております。

○四浦委員

その他の項でやればよかったですね。ただ決算にかかわるものとして、先ほど言いましたように、入札と随意契約、その振り分けをどうするかということでききました。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 平成23年度光市介護老人保健施設事業決算について

【説明】：高山介護老人保健施設事務長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

【質疑】：なし

福祉保健部所管分

(1) 付託事件審査

- ① 議案第78号 光市社会福祉施設整備費借入金に係る利子補給条例及び光市社会福祉施設整備関係借入金償還元金に係る補助金交付条例の一部を改正する条例

【説明】：中邑高齢者支援課長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】：なし

【討論】：なし

【採決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第75号 平成24年度光市一般会計補正予算(第3号)(福祉保健部所管分)

【説明】：太田子ども家庭課長、奥河内健康増進課長 ～別紙説明書のとおり

【質疑】

○西村委員

確認というか、勉強のために、東光保育園の件でお尋ねしたいのですが、場所はどちらでしたかね。

○太田子ども家庭課長

場所につきましては、浅江の花園にあります浅江中学校の正面に、現施設があります。そこに新たな園舎を建てまして、既存の園舎を解体するといったこととなります。新たな園舎につきましては、現駐車場と隣接する土地を買収、あるいは賃借したところに園舎を建てる予定としております。

○西村委員

経営者は、どなたでしたでしょうかね。

○太田子ども家庭課長

経営は社会福祉法人東光福祉会で、理事長が渡辺正善さんでございます。

○西村委員

わかりました。補助の制度について確認をしたいのですが、全体の総事業費4億円のうち、今回支出されるのが2億1,600万円ということになっていますが、金額的なリミットは、これはないのですか。対象事業の2分の1を国、県、市が補助するというので、例えばリミットは1億円までですよとかいうような金額的な上限はないと理解していいのですか。

○太田子ども家庭課長

この施設整備に係る補助金の算出の根拠でございますが、本施設の工事費は、土地取得費を除きますとおおむね3億8,000万円になります。補助基準額を定めるに、例えば本体工事ですと、この程度の規模なら幾らというのがあります。手元にある資料で簡単に申しますと、今予定されております本体工事費のみでいきますと3億3,000万円ぐらいかかるところが、補助基準額の計算に基づきますと2億6,000万円ぐらいになります。他にも解体工事費も実際には1,800万円かかる場所ですが、基準の中でいきますと900万円程度の基準額の算定になります。そうしたことから、実際に要する経費ではなくて、基準額の中から補助金を算出するといった形になっております。

○西村委員

わかりました。ありがとうございます。

○森重委員

今の件で引き続きお聞きするのですが、これは県の安心こども基金か何かの活用ですね。これもともと基金ですが、これは前回も光井保育園で使われたのと同じ分ですね。これは市がそういう事業に対して手を挙げるというか、そういう取り扱いになるわけですかね。そして、県で公平にということではなくて、そういう事業を求められる方に、この基金を活用していただくと捉えてよいのですか。対象者があれば、これもある程度自己負担が出ますから、お金がある程度ないと活用できないわけですが、その辺の仕組みといいますか、取り扱いを教えてくださいと思います。

○太田子ども家庭課長

御存じのように、安心こども基金は、国から交付された財源を県が積み立てをしているといった形になっております。その中で、このたびのように施設整備もメニューの一つに上がっております。

流れからいきますと、社会福祉法人が施設整備をしたいという申請があった

場合に、市が県との調整の中で、安心こども基金の活用を市のほうが申請していくわけですが、まだ基金のほうが利用できるということであれば、市は光市社会福祉法人に対する助成に関する条例に基づく補助金として対応しているといった状況でございます。

○前田福祉保健部長

今の説明を補足させていただきますが、特に国のほうからの安心こども基金の関係でございますが、特に安全・安心の関係で、耐震化に対して特に支援をしていくというような方向もございますので、今回もそういった形での耐震診断をやった後に、基準をクリアしてないということもありまして、そういう形での支援という形で、市としても支援を行うということでございます。

○森重委員

これは何か基金とかだったら、何年間とか期間があるじゃないですか。それないのですかね。3年間とか4年間とか、何かそういう制度的にはあるが、これは別はないのですか。かなり長いですよ。3年か4年たっていますよね。

○太田子ども家庭課長

安心こども基金ですが、以前は23年度で終わりだという情報がございましたが、現在は24年度まで継続といったことを聞いております。それ以降のことについては、まだ私のほうでは情報は把握しておりません。

○森重委員

私が思うに県に基金を積み上げていても、そういうものを押しなべて県全体で手を挙げる人がそんなにいないんじゃないかなと思うのですが、そこを光は結構いろいろ活用されていると捉えていいのかなと思ったものですから、ある意味、使えれば使ったほうが、地域の子供たちのためにはなるということですからね。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

○西村委員

一般質問でありましたように、御調町をどうも御視察されたようでございます。御調町の視察、とても感動されたという答弁がございましたが、また後で結構ですから、どのような点がよろしかったのか、また視察報告書などを閲覧させてください。

(1) 付託事件審査

①議案第76号 光市税条例の一部を改正する条例

【説 明】：山根税務課長 ～別紙説明書のとおり

○加賀美委員長

以上で説明は終わりました。説明だけではわかりにくいと思いますが、その様式を示したものがあれば見せていただきたいと思いますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(様式があれば見せてください。)

それでは、そのようにさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(様式の配布)

○山根税務課長

今お配りをいたしましたのが、今回の税制改正による寡婦（寡夫）控除の申告書の様式です。1枚目が、これ日本年金機構の示す様式であります。これは24年分で、まだ新しい様式は示されておりませんが、この様式によって、年金を受給されておられる方が年金支払い者に、寡婦（寡夫）控除が自分は適用になりますという形で申告書を提出するようになります。

その申告がありますと、今度は年金を支払う日本年金機構などから公的年金等の支払い報告書が市へ提出されます。その様式が2枚目の様式でございます。旧様式と新様式と書いてありますが、ピンクの色をつけておりますところが、今回の変更点でございます。下の新様式でピンクの中を4つに分けてありますが、その右側2つが特別の寡婦と寡婦（寡夫）控除の適用がここで示されます。これによって市のほうは個人の市民税を課税するときに寡婦（寡夫）控除を適用させていただくという形になります。

【質 疑】

○西村委員

わからないですね。15ページに書いてありますが、年金保険者が市町村に提出する年金等の支払い報告書というのがこれでしょう。新たに寡婦（寡夫）、説明では括弧書きのことを寡婦または寡夫と言われましたが、これは改めて2

つを書くということは、そもそも女性だけが対象だったのか、それとも今回は夫である男性の方がお一人になったということでしょう。寡夫というのは。そういうことに違いがあるのか。教えてもらわないとわからないのですが。

○山根税務課長

寡婦（寡夫）控除は、男性も女性もありました。もともとは本人の確定申告書か市県民税の申告書に自分が寡婦（寡夫）であるということを申告していただいて、寡婦（寡夫）控除を適用しておりました。

○西村委員

だから様式を見せられたので、様式だけの問題かということです。僕はこの法律のことをよく知らないのですが、そもそも男性と女性を区別して、制度ができていたわけじゃなくて、言葉の上で一緒に「かふ」と、読みが一緒なのでわかりにくい、表現しにくいのですが、昔は女性だけだったのかもしれませんが、今は男性にもなったと。それは今回の改正のことではなくて、市の新しい様式として、市がわかりやすいように括弧のピンクのところことができましたよという理解だけでいいのでしょうか。様式が変わりましたよということでもいいのでしょうか。どうですか。

○山根税務課長

様式が変わったことにより、本人さんが市のほうに申告をしなくても、市は適用をしますよということになります。

○西村委員

そこがみそなんですね。わかりました。様式は、これはこのサイズですか。縮小したのですか。

○山根税務課長

サイズは、もともとははがきの大きさです。今は電子データで来ますから、少しはがきよりも大きくなっていると思います。

○西村委員

ということは、このいただいた資料は原寸ではないということですか。

○山根税務課長

これは地方税法の施行規則の中で、示された様式をそのまま原寸でコピーし

たものでございます。

○西村委員

僕は、何が言いたいかという、書きにくいのです。役所の書類は、今住民のところは変わりましたが、この小さいところ、これがもし原寸なら、自分で名前書いてみてください、自分の名前。僕の名前なんかは画数の多い名前があって、実をいうとこの枠の中には入らないのですよ。その上に振り仮名でルビを打てと書いてあるのですよね。僕が使う年金の支払いの分ではないので、よいですといえばそれっきりですが、でももう少し書きやすいようにしていただいたらと思います。そういう意味で原寸大ですかと聞いたのです。

○山根税務課長

御本人が書かれるものは、A4半分1枚目のものが申告書になります。これは大きさが、日本年金機構がつくっているものですが、はがきで送れる大きさでつくっておりますので、どうしてもこの大きさになろうかと思えます。

○西村委員

本人が書くのは1枚目。新様式のほうには本人が書くことはないのですか。

○山根税務課長

こちらの新様式のほうは、年金を支払うほうの年金支払機構が市のほうに提出してくる書類になります。

○西村委員

一応理解しました。それで次の寄附の税額の控除について、口頭で説明した、書いたものでいただければ理解ができると思うのですが、お願いできますか。

○加賀美委員長

何かありますか。わかりやすく説明したものそういう書類はあるのですかね。

○山根税務課長

ございませんが、例を挙げて作成することはできます。

○加賀美委員長

後からもらってよろしいですか。

○西村委員

皆さんがさきほどの説明でわかればよいのですが、総所得の30%の中で10万円寄附したら2,000円引いて、所得税と住民税が何%でしたかね。それがわかればよいのですが難しいのでそういう説明するときにはつけてほしいのです。要望にしておきましょう。

○加賀美委員長

後ほどまとめていただきたいと思いますが、よろしいですか。お願いいたします。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

②議案第75号 平成24年度光市一般会計補正予算（第3号）（市民部所管分）

【説 明】：竹本地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

【質 疑】：なし

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「可決すべきもの」

（2）その他（所管事務調査）

○阿部委員

一般質問の中でも若干出ていたのですが、室積コミセンの関係で少しお尋ねをさせていただくと、今、市民懇話会でしたか、場所の関係の話が、議論をさ

れたというか、協議をされたということですが、一連の進め方を含めて、どういう経緯があったのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

○竹本地域づくり推進課長

場所の選定ということで、第1回目のときは、3カ所を提示したわけですが、それは現地とサンアビと市場公園ということで提示をさせていただきました。2回目の懇話会については、現地と市場公園をひっくるめたゾーンということで、それはD案とし、それを軸として考えるということを提示させていただきました。

○阿部委員

懇話会とか協議会とか、いろいろやっているのですが、室積のコミセンについての今回の懇話会の位置は、行政側がつくる計画において、市民の意見をお尋ねするというか、その域の中で一つの手段として、そういった協議をしているのだらうと思うのですが、現地を含めて場所の協議をさせるのが、懇話会の位置づけだろうかなと、そこまで懇話会にさせるのが本来の姿なのかどうかというのが、ひっかかっているのですね。

反対に懇話会に参加されているメンバーの皆さん方の責任と権限というか、皆さん方の認識として、どこまでの自分たちの意見を通すといったらおかしいが、役割として認識されているのかなと、それをどういうように説明されたのかというのを、もっと前の以前の話になってしまいますが、そこはどのような形の中で懇話会のメンバーの方に説明をされていますか。

○竹本地域づくり推進課長

もちろん懇話会ですので、意見を聞くということでお話をさせていただいておりまして、決定権はないということでの話はさせていただいています。

○阿部委員

意見を聞くだけの部分で、そのときに場所まで決めるという話になるのだらうかと、そこがよく理解できない。仮に懇話会で場所を決めたとします。それを含めて一つの方法、方向性を示していただきたい。それをもって行政側の判断として、次に議会に示すというように、この懇話会では、こういうような方向性が出ましたとするのであれば、我々の思いとして、それをどこから覆すことができるのかとか、あるいはどこから議論をスタートするかということになりはしないかということをお心配しているのですよ。

先ほど言うように、基本は協議会とか懇話会は、行政側の手段としていろん

な意見を聞いてきて、それはあくまでも自分たちが判断する上において必要な材料としてもらってくる。そこには当然のことながら、場所の限定とかいう話はないと思うのですよ。3つまで示す方向性ぐらいの話なら、まだこういうどっか候補地がないかねというたら、このぐらいあったよねという、それをもって自分たちで判断して、初めてそこに責任が出てくるのだらうと思う。

仮に懇話会で決めたことの責任は、誰がどうやってとるのかということになったときに、ひっくり返して考えたら、自分がそのメンバーだったら、私らはこう言ったのに、私らの協議した部分は何で聞いたのかという話になりやせんじゃろうかと思う。聞いたことに対して、わしらは答えたよね。それが全部ひっくり返るのだったら、わしらの意味はないじゃないかということになりやせんかということ、物すごく心配するわけね。反対の立場、議会の立場からすると、それが市民の意見として上がってくることに對して、これが市民の意見だからというように言われると、議会の必要性もなくなってくるということもあり得るわけですね。

行政の責任として、これは懇話会で決めたことだから、我々はそのことをもって判断しましたという話になると、その責任は自分たちがとるのか、こっちがとるのかという話にもなってくると思うのですよ。だから、今のやり方って、もともとの進め方が私はおかしくないかという気がするのですが、そのことに対してどう思われます。

○竹本地域づくり推進課長

とにかく建設場所を決めないと物は進んでいかないと思っておりまして、まず場所ということで考えました。市民の意見を聞くということで、決して決定ではないわけですよ。懇話会の意見は懇話会の意見、あと議員さんの意見は議員さんの意見、それをまとめて私のほうで、私どもで決定をさせていただく。市長が決定するという話になるのだらうと思うのですが、そういう形をとろうと思っているところでございます。

○阿部委員

そうすると進め方とすれば、先ほど言う懇話会で出たものを、一旦は議会に中間報告としてこういうものがありますが、それでどうなのでしょうかというお諮りをして、それから自分たちがまた両方の意見を聞いたものをもって、計画の中でまとめていくというように考えておられるわけですか。

○竹本地域づくり推進課長

その辺はまだはっきりしてないところなのですが、議員さんの意見をどうや

って聞くかというのは、はっきりしてないところですよ。

○阿部委員

少ししこしは、実施計画、実施設計、どこまでいくのですかね。

○竹本地域づくり推進課長

基本設計までです。

○阿部委員

基本設計まで入るところまで進んで話がまとまったものを、どこまでさかのぼって話ができるのかということにもなってくるわけ。だから、進め方の問題としてよく注意して、役割をお互いに認識しながら、どこまでの範囲を市民に聞くのか。聞いたことに対して、行政側として、どこまで参考意見として踏まえたものをつくってもってくるのか、そのところを明確にしておかないと、全ての関係が崩れないかということをお心配しているわけです。

だから、そういう手順みたいなものをきちんと市民の方にも、最初に説明の仕方も含めてね。でないと先ほど言ったように、参加したほうからすると、わたしの意見は何も通らんのだったら何で聞くのかという話にもなってくるわけじゃないですか。でも、無視するのではなくて、皆さん方に広く御意見を聞いて、計画をつくっていく上においては必要なことだから、当然のことながら、皆さん方の意見くださいと。決定権は何もありませんよねということをおよく注意しておかないと、わたしが言うたことは、先ほど言うように、何も聞いていない。何のために聞いたのかということにも、また話になってくるとせっかく市民に聞いた意見も無駄にもなるわけね。

我々が、市民から聞いてきてこうやって決まったから、これでどうですかって持ってこられると、それをどこまで私からして、そこに注文がつけられるかという話にもなるでしょ。だから、そういう関係は余りふさわしいやり方ではないのではないかと思います。

我々も市民に意見を聞きなさい。聞きなさいといって今まで言ってきた経緯もあって、非常にそれを覆すというのは難しいところもあると思うのですが、いろいろな形の中で、どこまで市民の意見を聞くのがよいのか、議会と執行との関係をどのように整理していくのがよいのかというのを、改めて私は今回考えるべきではないかと強く感じたのです。

というのが、ひとつ現地の場所の決め方も、例えば土砂のハザードマップを見たときに、候補地の一つがそれにひっかかるとるから、それはいかがなものかというような話も出たということも含めて、話を聞いたが、そうすると今度

は高潮ハザードマップが改訂して出てくるわけね。そうすると土砂と高潮との兼ね合いからいうたら、両方ひっかかったら何もならんという話になって、そんなものは聞いちゃいかんのです。私から言わせりゃ。だから、いろいろな部分を含めて、それも我々の政治的な判断も含めて、市長の判断も含めて、きちんとそういったものでまちづくりとしてどうあるべきかという議論をした後に場所を決定していく。そういうやり方をすべきじゃないかと私は物すごく感じているのですがその件についてどう思われます。

○竹本地域づくり推進課長

私どもが受けたのは、言い方が非常に悪いかもしれませんが、一応企画のほうで決定して、基本構想というのができた時点で、今から室積公民館の建てかえということで始まっているという考え方になっておりまして、まちづくりとか、それを総合的に考えていくという考えはなくて、新しい公民館の建てかえということの位置づけが基本だろうと思っております。

○阿部委員

当然だと思うのです。わざと振ったのですが、そこまでは本来期待はできないですね。それはある意味、政治的な判断もまちづくりという部分からすると、政治的な判断を持って、市長の判断も出てくるだろうと思うが、私がそれ以前にもう少しそこを、ほかの部分でいうと、先ほど一番気になったのは、企画から受けて流れが変わったというのは、それは言いわけにも何もならんのですね。ある意味、役所がすることに対して、所管が変わろうが何しようが、基本は役所がつくった部分からすると、そこはなぜきちんと連携がとれてないのか。あるいはそこも含めて、なぜそういうような仕組みをつくるのかということは、言いわけの材料にも何もならないということ、まず理解しとっていただきたい。副市長にお尋ねとか、いろいろな部分で計画を、協議会とか審議会とか懇話会とかやっているが、そのところは、先ほどの話含めて聞いておられて、あり方論を含めて、今副市長が考えられる回答は何かありますか。

○津村副市長

たしかに阿部委員さんがいみじくも言われたように、議会のほうからは市民の意見を聞けといろいろなことで言われた。ただ行政のほうの執行とすれば、あくまでも決定権を持っているよということは重要な話であって、市民の意見を聞くときには、我々は市民よりも先に進んだところぐらいの考え方を持って市民の意見を聞くという姿勢が必要だろうと思うのですよ。でなければ市民のほうの、どこに行くかわからないところに入ってしまふときもある。

確かに市民の意見をまとめていく過程の中で、貴重な市民の意見を採用しながら進んでいくわけですが、自分というもの、行政のほうがりっかりしたものを持ってないと、本当によいものをつくっていくときには、その場の流れに従ってしまうということもあるので、これは十分注意しなきゃいけないと私は思う。ですから、市民の意見を聞くというのは、意見を聞きながら自分を持っている。最終的な決定は、議会とも相談をしなきゃいけません、決定していくということになるから、途中での中間報告をしながら、議会とのキャッチボールをして、そして最終的に判断をして、議会にそれを諮るといいますか。それはどういう形で、予算という形か何かになるとは思います、議会の御判断を最終的にいただくという形の流れだと思うのです。

今回の部分でいけば、いろいろな誤解というものが入っているのかなと。あくまでも市民の意見を聞くというのは、決定、決定という言葉がちょこちょこ出てくるので、一番気になります、市民のほうの、例えば今回、懇話会のほうの意見がどう収れんしていくのかなと。収れんしていく話だろうと思うのですが、市のほうがこれですよ、あれですよと出すというよりも、意見がどう収れんしていくかというのを見ていかなきゃいけない。

それでまた全く変なところに行くときには修正も行政のほうで、執行のほうで修正もかけていかなきゃいけないと思うのですが、できるだけ自由な意見の中で収れんしていく方向を見ながら、それを調整して、我々は我々の考え方として、議会にキャッチボールをして、そして一定の形とすれば予算化、もしくは議決というような形のものでやっていくのだろうと思うのです。

いずれにしても、市民の意見は、聞くということは私は必要だろうと思います。どう収れんをさせていくかというのも、テクニックであると思いますが、議会との関係は、そのような我々も判断したものを出して行ってキャッチボールするということで、議会の意見は我々も尊重していくのだろうと思います。

○阿部委員

今回、こだわって聞いたのは、要するに進め方を間違えると、お互いにどこかで勘違いが起きてくることもあり得るので、混乱のないまちづくりというか、やっても意義のある集会、協議会、そういう市民の意見という形に持って行ってほしいというのがまず一つの願いね。

それともう一つは、下手をすると行政主導でもうまくできるのです。これは。情報の流し方によっても、例えば先ほど一例で出したハザードマップのお話などは、まさにそういうふうな形で、そこに悪意があるとは言いませんよ。そういう形にも出すことも可能です。ですから、情報の出し方って、物すごく難しいところもあって、その中でそこに集まっている方は協議する部分があるわけ

ね。だから、あくまでも自分たちの思いを述べられるだけの場は必要で与えてあげて、御意見をいただく。そこは集約する必要もあるので、そういう会は、いろいろな工夫をしていただきたいが、そこが自分たちの責任と権限を得たような形の中で、そこに参加したと認識すれば、間違っただけに行くことにもなりはしないだろうかということをお今回は心配したんです。

その上において、市民と今度我々との関係にもなってくるわけね。だから、そこもうまく整理をしていかないと、議会は不要じゃないかという話にも、極端に言うたらなってしまうのです。全部そういうのでつくっていけばよいではないかと。これは全部市民が決めた意見だから、それをもって、我々としてはこういう提案をしていきますということもできるわけじゃないですか。

だから、いろいろな意味で市民の意見を聞くチャンスをおたくさんつくっていただいて、いろいろな会議体をつくっていただいているということの御苦労も随分あるのはわかるが、少なし今後気をつけてほしいのは、そういうやり方を含めて、各所管に今お任せしていますよね。それをもう一度、各所管のやり方を同じような方向でできるような形にしておけば、先ほど言うように、あるときに部署が変わっても同じベクトルで進められるはずなのです。

そこが今の役所の中で、私は不足しているのではないかと感じるころがあるので、この際、いろいろな部分を含めて、全庁的にそういう協議会とか、こういった市民を巻き込んでやるときのやり方みたいなものを、きちんと標準化していただきたいたいということのお願いを最後にしておいて、これは要望で結構ですが、ぜひ考えていただきたいたいということをお願いしておきます。

○加藤議員

一般質問でも言いましたが、私があそこに、懇話会に出て、感覚的に少し変だなと思ったのが、まさにそのことなのです。副市長は決定ではないと言われて、私も決定ではないことは重々わかっていますが、基本的にあそこにおられた方は、あの議論の流れの中で、あのとき最後A案かB案かということで、私どもは収れんさせてということで、一致でよろしいですねみたいな話まで、あの中ではされているのですよ。

私は懇話会というのは、その段階で話を聞きながら、三島のときの最後にやった懇話会というのが頭にあるものですから、そういう形だろうと思って出たところが、こちら側から提案したもののうちのA案とD案、とりあえずよろしいかと、よろしいかという、全会一致ではないけれども、そういう話まであの中ではされとるわけですよ。それであの方々は恐らく個別に聞きましたが、あそこでほぼ決定と思われているのではないかと思うのです。

だから、懇話会、あその会では何をするとおころか、そもそもあその会の

中でAとDでよろしいかといって、委員長さんが委員さんに、それで一致をとらないといけないものなのかどうかというのが、僕は会の進め方としてそのところに違和感を持ったのですがどうですか。

○竹本地域づくり推進課長

懇話会の際に、市民の皆さんの意見がまとまって、例えばAとD案というようなことでまとまれば、それはまとめていただきたいという思いはあったのですが、私のほうとしては。まとまらなかつたら、それはそれなりにそれぞれの意見があると。それぞれの意見で、それはそれでよいと思っていたのですが、ある程度まとまってくるのであれば、そこをまとめていただきたいという思いはあったのです。

○加藤議員

だから、まとめていただきたいということをおっしゃったということですかね。それはどうですか。懇話会でそういうことをするべきですかね。いろいろな意見がある中で、そういうことを行政としてある程度の決定の意思決定を、市民懇話会の方々にお任せするというのを、それが懇話会の役割であれば、懇話会というレベルをはるかに超えているのではないか。政策の意思決定にかかわることですから、それを懇話会レベルでやってよいのかどうかというのも、これも相当はてなですがどう思われます。

○津村副市長

難しい話であると思うのです、結果的には。そういうような決定という形をとるということ自体は、問題があろうかと思えます。ただその場の会議の中で収れんしていくものがあつたとすれば、それはそういう会議の中での収れんしていく方向性としてはありましたと。これはありました。

そこで、決定をするような形の話は、少し行き過ぎかなとは思いますが、懇話会のほうの責任としてとといいますか、参加者が今度決めたということになると、確かにそれは決めるということになると、一定の責任を負ってくると。それを懇話会の人に求めているのかと。それは責任を持たすわけにはいきませんから、これは行政のほうが責任を持って、その最終的な結論を出していくというようなことだろうと思えます。

ですから、その辺をどの段階で会議として、会議の中でまとめをしておくのか。どの程度のまとめをしておくのかということだろうとは思いますが、今回、そこが進んでいる話になっているのかなと思えます。

○西村委員

一般質問でせっかくお尋ねがあった件で、住民基本台帳カード、たしか森重委員さんの質問であったと思うのですが、コンビニエンスストアで印鑑証明や住民票、いずれは所得証明など、いろいろな書類がとれる時代が来るよと、僕、随分昔に言ったことがあるのですが、どうやら全国でも56カ所ですか、そういう時代になってきていると。山口県でも下関ですか、そういうことになったと。私が聞きたいのは、住民基本台帳カードと、私、もう一個、印鑑証明を取り出せる市民カードというのが、これが将来一つになって、使い勝手がよくなる可能性があるのかというのを伺いたい。

○田中市民課長

一般質問でありましたコンビニ交付の関係から見ますと、お手元にあるのは住基カードですね。それで光市の市民カードというのは、印鑑登録証明書等、光市の自動交付機で発行できるようなものになっております。もしコンビニ交付ということになりますと、コンビニ交付では住基カードを使うようになりますので、そちらを普及していくようになります。そうすると今お持ちの光市民カードが、これは今のところ証明書自動交付機で2つですね、2カ所、それで使えるのですが、これと統合していくような方向性にはなってくるかと思えます。その際にいろんな問題があるというのも、答弁でさせていただいたと思います。

○西村委員

そのとおり聞きました。ただ住基カードの発行部数が非常に少ないものから、1,600ですか、少なかったもので、なかなかこれが普及していないということで、私、以前も言いましたが、免許証をお返しする方に、これをとりに行ってくださいねと。今は何かお返しされてもとれるそうですが、身分証明書が今なくて、これは写真が入って、非常に身分証明書のかわりになって便利なものですから、ぜひ普及啓発をよろしく願いできたらと思っています。

使い方とか普及方をよろしく願いしたいと。もちろん皆さん持っていますよね。ということで御要望させていただきます。よろしく願います。

○四浦委員

9月、今議会は決算連動しますので、詳しくは決算のときという思いもするのですが、市財政問題で、市税の法人市民税がいわば連続して激減をしてきているわけですね。平成18年度、今から4年前に43億円あったものが、22年度の決算時に12億円と3分の1以下になるというような状況で、これからいろいろ

る国の財政のあり方などの中で気になるところではあるのですが、きょうは主たるものが、なぜこういうふうに激減をしてきている。その理由について、背景についてというか、それを教えていただければと思います。

○山根税務課長

今、法人市民税でございますが、今おっしゃられたように、平成18、19年度が約43億円少しありました。20年の秋のリーマンショック以来の不況で、徐々に下がってきております。理由としては市内大手企業を含む全ての企業が不況により経済的に厳しい状況にあると思っております。

○四浦委員

今はそれぞれの一企業がどうこうということは議論しにくいときでありまして、二大企業ということになれば、その内訳は消えるのではないかと思います。法人市民税について、その占める比率は、二大企業が占める比率、18年度で幾らか、22年度で幾らかというのはわかりますか。

○山根税務課長

今数字的には持ち合わせておりませんが、今の22年度決算でいいますと大手企業が約8割から9割ぐらいになるのではないかと思います。

○四浦委員

もう一つだけ、法人市民税、国税と連動していると思いますが、その算出の仕方というのとそれから従業員がかかわりあるかと思えます。そこを説明してください。

○山根税務課長

市民税の法人税割額は、国税であります法人税、法人税が課税標準額となります。これの本市の税率は14.7%であります。法人税額の14.7%が法人税割になります。大手企業になりますと、本市以外にも事業所がありますので、従業員の人数によって法人税割額が配分されるようになります。企業が納める法人税割額は、法人税の14.7%で、それを事業所が所在する市町村が従業員数の人数割で案分して配分するようになっています。

○四浦委員

今出た従業員の数は、算出の基礎になるものは正規の社員だけですか。それとも今随分広がってきているパート社員というようなものは、算入の対象にな

るのかどうか。

○山根税務課長

パート職員さんも、勤務時間で正規社員として算入されるようになります。
正規の職員さんの勤務時間数割で、人数として加算されるようになります。